

第二次東京都再犯防止推進計画（案） について

令和5年10月16日（月曜日）

東京都 生活文化スポーツ局
都民安全推進部 都民安全課

これまでの検討経過

- 令和5年6月26日：
計画素案について説明、協議
【第一回東京都再犯防止推進協議会】
- 令和5年8月30日：
重点課題に係る取組説明、計画案検討・協議
【第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議】
- 令和5年9月：
計画案全体について協議会・実務者会議委員へ意見照会、計画案へ反映
- **令和5年10月16日（本日）：**
計画案の承認（予定）
【第二回東京都再犯防止推進協議会実務者会議】

今後の予定

- 令和5年10月31日：
計画案の承認
【第二回東京都再犯防止推進協議会】
- 令和5年12月：
パブリックコメントの実施、議会への説明
- 令和6年1月：
計画確定
【第三回東京都再犯防止推進協議会（書面開催）】

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議(R5.8.30開催) 結果概要

協議事項

「第二次東京都再犯防止推進計画」策定に向けた検討

「東京都再犯防止推進計画」
における重点課題
に係る取組説明

- ① 就労・住居の確保等のための取組
(1) 就労の確保等

「東京都認証ソーシャルファーム」
東京都産業労働局

- ② 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

「八王子市の再犯防止の取組について」
八王子市

ソーシャルファームとは

一般的な企業と同様に、自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱える方が必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業



東京都認証ソーシャルファーム

認証要件

- (1) 事業からの収入を主たる財源として運営していること
- (2) 就労困難者と認められる者を相当数雇用していること
- (3) 職場において、就労困難者と認められる者が、他の従業員と共に働いていること

○就労困難者と認められる者とは

- ・ 就労を希望しながら、心身の障害をはじめ社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者であって、東京都の認証審査会において配慮すべき実情等に応じた支援が必要であると認められた者
- ・ 全従業員のうち、20%以上(3人以上)の雇用が認証の要件

就労困難者の具体的事例

事例 1

発達障害がある方

困難事由: 同時並行で2つ以上の仕事を行うことができない。また、過集中になりやすく、疲れやすい。

配慮すべき実情等: 業務の優先順位を決め、業務を行える環境が必要。長時間勤務が困難。等

実情等に応じた支援例:

- 業務の優先順位を決めて、1つの作業のみを行えるよう、担当者を設置する。
- 小休憩の取得の奨励
- 勤務時間の柔軟な変更や短時間勤務の適用 等

事例 2

刑務所出所者の方

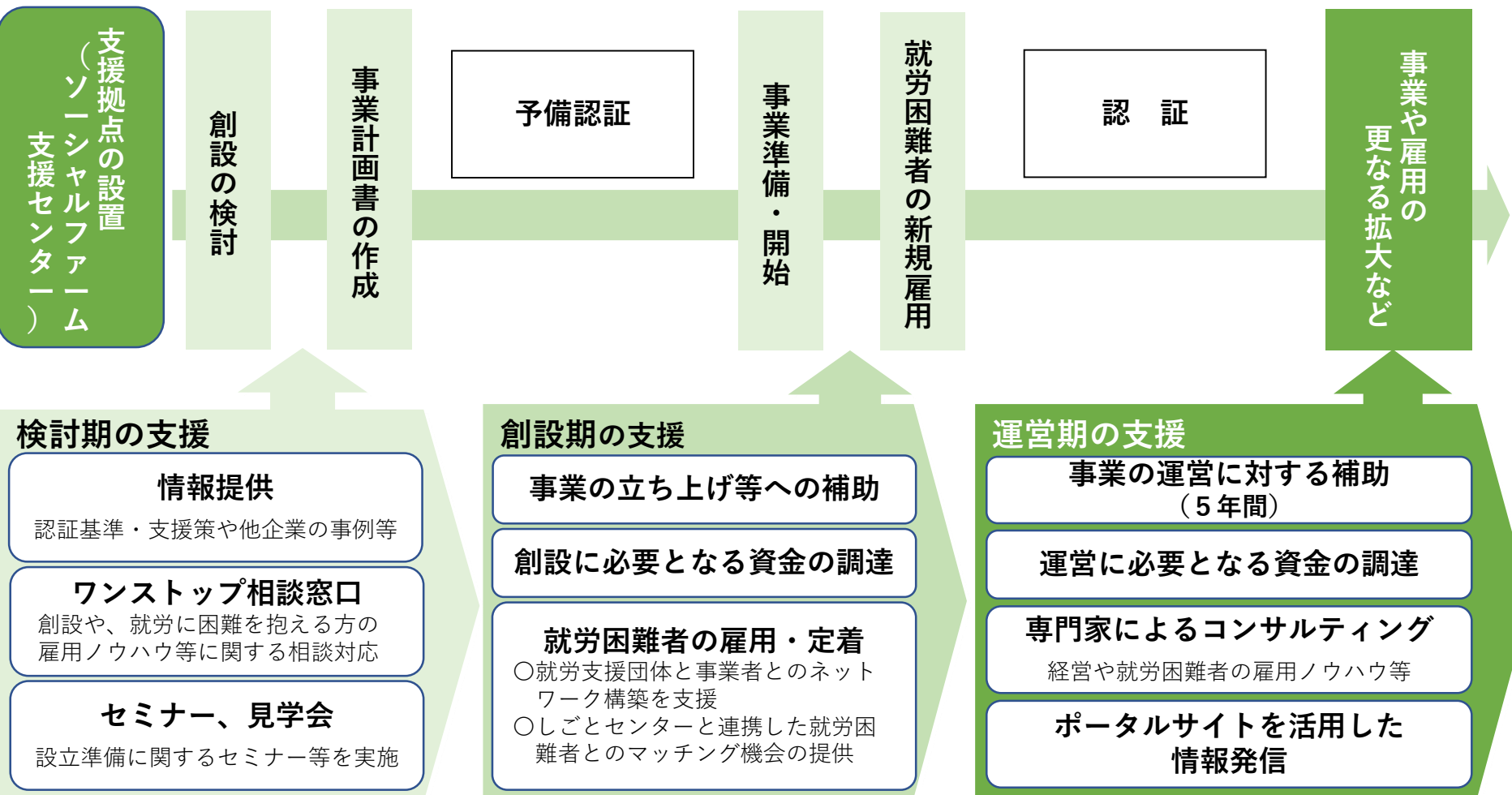
困難事由: 刑務所出所者であり、雇用されることについて他の従業員からの理解を得にくい。また、住まいがなく、施設退所後の生活基盤が整っていない。

配慮すべき実情等: 刑務所出所者等専用求人における紹介状

実情等に応じた支援例:

- 居場所や心のよりどころをつくるため、社長は誰とでも同じ目線で接し、日常的に根気強く関わる。
- 雇用開始前に、周囲の従業員へ本人の近況等を説明、メンターの設置 等

ソーシャルファーム創設の流れと支援



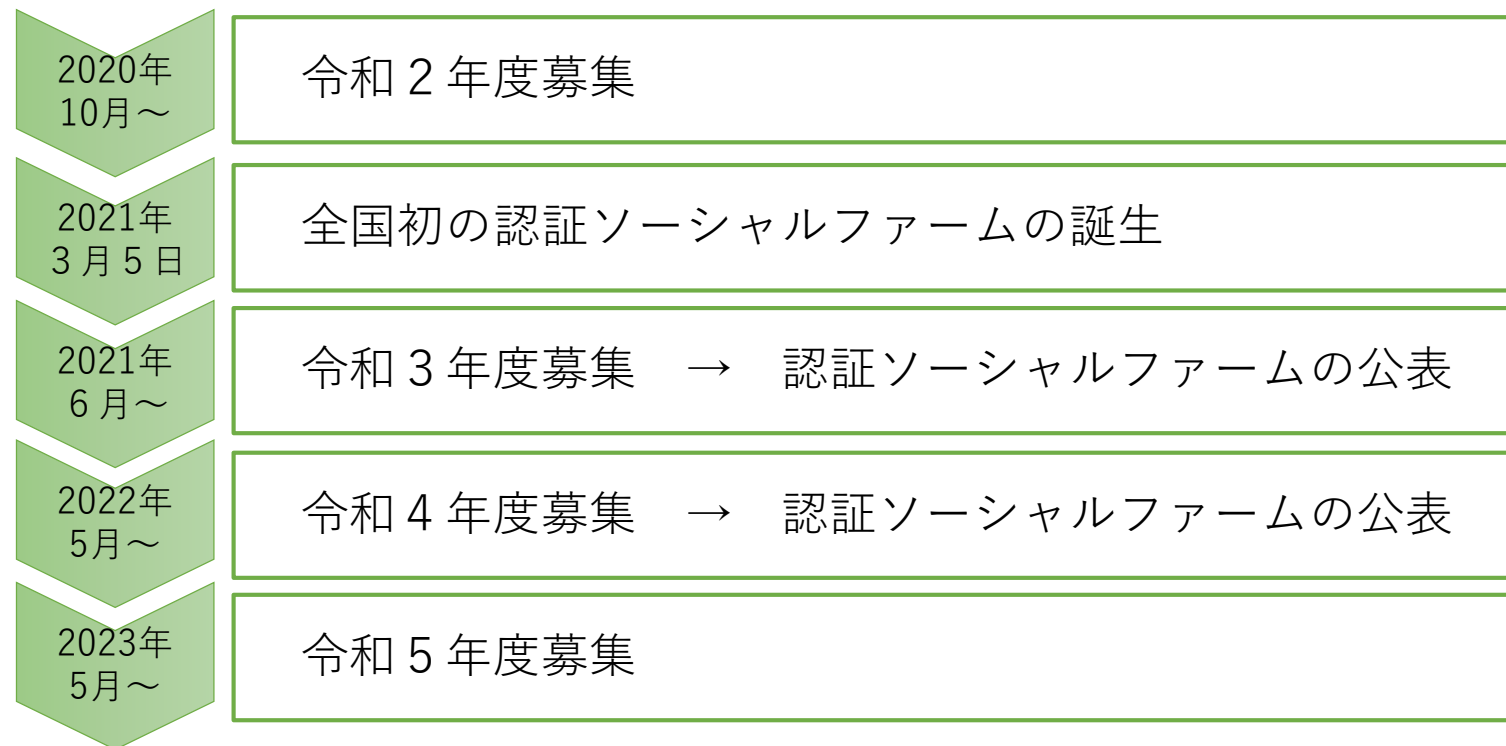
運営費等の補助(予備認証(新設)の例)



整備・改修費等			
補助金の上限	2,000万円		
補助率	2/3以内		
運営費			
	1～2年目	3～4年目	5年目
補助金の上限	1,150万円	900万円	650万円
雇用人数に応じて加算した場合の上限	～1,400万円	～1,150万円	～900万円
補助率	4/5以内	2/3以内	1/2以内

※認証・予備認証(既設)の場合は対象となる経費が限定的となります

認証の状況

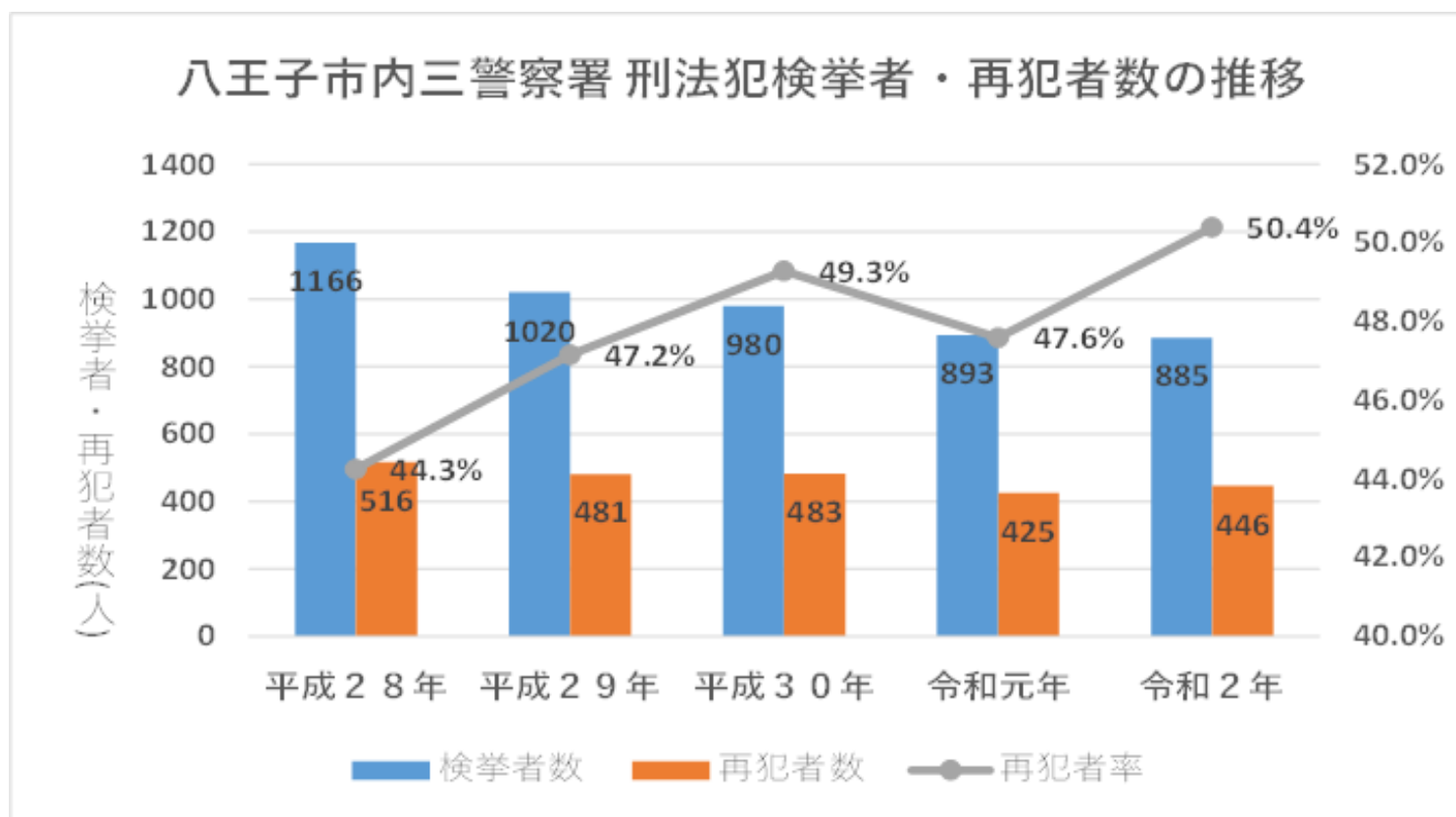


令和5年9月30日現在

36事業所を認証／**10事業所**が認証に向けた取組を実施中

○ 再犯防止をめぐる状況

(1) 八王子市の再犯者率（検挙者数に占める再犯者の割合）



○ 再犯防止をめぐる状況

(2) 市内の矯正施設や民間協力者



推進会議の役割

- ・ 計画の進捗状況の把握と課題の共有
- ・ 国・民間協力者等と八王子市をつなぐネットワーク(顔の見える関係づくり・意見交換の場)

○八王子市の主な取組み

(1) 多摩少年院との連携

【取組内容①】 《多摩少年院の活動紹介パネル展示》

市内の矯正施設である多摩少年院が行う犯罪や非行をした少年の改善更生と社会復帰に取り組んでいる活動について、市民への理解促進するため、**市の施設やイベントの機会において、パネル展示を実施。**



【取組内容②】 《市立小中学校での法務教官による特別授業》

小中学生の内から、再犯防止に関する正しいが持てるように、小中学校のセーフティ教室の枠組みを活用し、「非行や犯罪をした人が地域社会の中で生きていくということ」をテーマに、**多摩少年院の法務教官による特別授業を実施。**

【取組内容③】 《在院者による市営霊園での花壇整備》

在院者の施設外プログラムの場所として、市の施設である市営霊園を活用し、季節ごとに花壇の整備を実施。



○八王子市の主な取組み

(2) 社会を明るくする運動

【取組内容①】 《駅頭一斉活動》

7月1日に市内3か所の駅前（JR八王子駅、京王八王子駅、高尾山口駅、南大沢駅）において、社会を明るくする運動実施委員会のメンバーとサッカーJリーグFC東京にも参加していただき、クリーン活動及び啓発活動を実施



【取組内容②】 《ホールイベント》

7月17日（海の日）に行うホールイベントにおいて、従来の作文コンテストに加え、創立100周年を迎えた多摩少年院長及びFC東京石川直宏さんの基調講演を実施。



【取組内容③】 《図書館テーマ展示等》



図書館での
テーマ展示



キャラクターを活用した啓発用うちわの作成

○八王子市の主な取組み

(3) キッズパトロール防犯教室

【取組内容】

夏休み時期に、子ども達が防犯パトロールカーによる広報体験や啓発活動を行い、夏休みの体験の場とするとともに、自らの安全意識を高め、防犯活動の重要性を認識してもらうことを目的に実施する教室。

この教室に警察に補導等されたことのある子供に参加してもらい、防犯活動を通じて、立ち直り支援につなげる取組。

(4) 職員研修

【取組内容】

〔令和3年度〕

全職員対象に再犯防止基礎研修（eラーニング）

〔令和4年度〕

都の市町村向け再犯防止研修会を活用し、再犯防止と関連の深い所管の職員を対象に事例に基づくグループワーク研修を実施



令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議(R5.8.30開催)

主な意見 ①

発言者	主な意見
<p data-bbox="67 396 343 451">【猪間委員/ 法務省 東京保護観察所 次長】</p>	<p data-bbox="608 464 1547 518"><各重点課題に対応する取組について></p> <ul data-bbox="608 589 1850 1218" style="list-style-type: none"><li data-bbox="608 589 1850 932">・就労の確保や住居の確保等、<u>再犯防止推進に係る各具体的な取組について、国・地方公共団体・民間支援機関等各々の有意義な取組が、各主体間で適時適切に共有されていない</u>のではないかと。<li data-bbox="608 972 1850 1218">・本協議会・実務者会議に限らず、<u>多様な場(既存の協議会等)を活用して、情報共有の推進・連携の強化を促進することができれば、各取組の効果が一層高まる。</u>

＜第二次東京都再犯防止推進計画(案)の各取組に関連する協議会(例)＞

第二次東京都再犯防止推進計画(案)の各取組	協議会名	参加者
1 就労・住居の確保等のための取組 (1) 就労の確保等	刑務所出所者等就労支援事業協議会	主催：法務省東京保護観察所 東京労働局、公共職業安定所、東京都、矯正施設、更生保護施設、東京保護観察所 等
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	東京都特別調整協議会	主催：法務省東京保護観察所 東京都、23区から1名、市町村部から1名、東京都地域生活定着支援センター、矯正施設、更生保護施設、東京保護観察所 等
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	東京都薬物再乱用防止対策支援連絡協議会	主催：法務省東京保護観察所 東京都、警視庁、厚生労働省、医療機関、回復支援団体、更生保護施設、東京保護観察所
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	子供に万引きをさせない連絡協議会	主催：東京都 東京都、警視庁、東京少年補導員連絡協議会、一般社団法人東京都小学校PTA協議会 等
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	東京都子供・若者支援協議会	主催：東京都 東京都、東京都保健所長会、東京保護観察所、矯正施設、警視庁、東京都保護司会連合会、厚生労働省、特別区長会 等

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議（R5.8.30開催） 協議結果の第二次計画（案）への反映について ①

「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」への反映

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体の更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供し、地域の立ち直り支援の取組を促進
- ③ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議（R5.8.30開催） 協議結果の第二次計画（案）への反映について ①

「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」への反映

① 再犯防止につながる関連協議会等多様な場を活用して、東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体が~~め~~更なる連携強化を図り、有益な情報を関係者間で適時共有・活用することにより、各取組を効果的に推進

② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供し、地域の立ち直り支援の取組を促進

③ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議(R5.8.30開催) 主な意見 ②

発言者	主な意見
<p>【昆委員/ 八王子市 生活安全部 防犯課長】</p>	<p>＜区市町村の再犯防止推進の取組について＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>区市町村には、再犯防止に関する情報やノウハウ、専門知識が不足しているため、単独で再犯防止の推進に取り組むことは難しい。</u>・ <u>他自治体の先進的な取組事例や計画策定の経緯等について、情報共有を推進してほしい。</u>・ <u>区市町村が継続して再犯防止に取り組むためには、専門性を持った職員の育成や庁内理解の促進による体制整備・強化が必要</u>である。

＜第二次国計画における都道府県の役割＞

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議（R5.8.30開催） 協議結果の第二次計画（案）への反映について ①

「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」への反映

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体の更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供し、地域の立ち直り支援の取組を促進
- ③ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議（R5.8.30開催） 協議結果の第二次計画（案）への反映について ①

「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」への反映

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体の更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供し、地域の立ち直り支援の取組を促進
- ③ ~~犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、~~住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現するため、積極的な情報共有、都・区市町村相互間の強固な連携等により、区市町村における再犯防止対策を後押し

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議（R5.8.30開催） 協議結果の第二次計画（案）への反映について ①

「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」への反映

① 再犯防止につながる関連協議会等多様な場を活用して、東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体が更なる連携強化を図り、有益な情報を関係者間で適時共有・活用することにより、各取組を効果的に推進

② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供し、地域の立ち直り支援の取組を促進

③ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現するため、積極的な情報共有、都・区市町村相互間の強固な連携等により、区市町村における再犯防止対策を後押し

令和5年度 第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議(R5.8.30開催) 協議結果の第二次計画（案）への反映について ②

「具体的な取組」への反映

新

6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組
再犯防止のための連携体制の強化等

【現状と課題】

...

○しかし、区市町村には、いまだ再犯防止に関する情報やノウハウ、
専門知識の不足により、取組が進んでいない自治体も多くあります。

○今後も、区市町村における再犯防止に資する取組を促進するとともに、
地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援
連携体制を強化していきます。

【具体的な取組】

① 再犯防止に向けた都内の支援連携体制の充実・強化

都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等
から構成される東京都再犯防止推進協議会及びその実務者会議に
おいて、取組やその課題に係る協議、情報交換等を継続的に実施し
ます。これにより、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強
化し、「地域による包摂」を進め、各取組の更なる充実を図っていきま
す。【生活文化スポーツ局】

基本的な方向性①に関連

② 多様な場を活用した各主体間の情報共有・連携強化の推進

定期的実施される関連協議会等を活用して、東京都・国・区市町
村・民間協力者等の各主体間の情報共有・連携強化を適時適切に推
進することで、各取組の更なる充実を図ります。

...

旧

6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組
再犯防止のための連携体制の強化等

【現状と課題】

...

○今後も、区市町村における再犯防止に資する取組を促進するととも
に、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援
連携体制を強化していきます。

【具体的な取組】

① 再犯防止に向けた都内の支援連携体制の充実・強化

都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等
から構成される東京都再犯防止推進協議会及びその実務者会議に
おいて、取組やその課題に係る協議、情報交換等を継続的に実施し
ます。これにより、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強
化し、「地域による包摂」を進め、各取組の更なる充実を図っていきま
す。【生活文化スポーツ局】

...